

令和6年5月29日

## 建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第109号

富士見公園再編整備事業の契約の変更  
について

建設緑政局

## 議案第109号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について

富士見公園再編整備事業（以下、「本事業」という。）の契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条に基づき、令和4年第5回市議会定例会において議決されたものであり、議決事項に係る変更を要する場合は、その都度、議会の議決を経るものとされています。

このたび、本事業の事業契約書第70条の規定に基づき、本市が事業者に支払う建設・工事監理業務にかかるサービス対価について、物価変動に伴う改定を行うことから、契約の変更を行うものです。

### 1 建設・工事監理業務にかかるサービス対価について

本事業における建設・工事監理業務にかかるサービス対価の内容は以下のとおりです。

名称	内容（主な整備等施設）	着工年月日	支払金額
一期工事部分	立体駐車場	令和5年4月1日	883,020,600円
二期工事部分	テニスコート、相撲場、クラブハウス等	令和5年4月1日	1,438,126,800円
三期工事部分	各種広場、パークセンター等	令和5年4月1日	2,372,195,100円
四期工事部分	現管理事務所跡地整備	令和7年5月1日 以降	140,528,300円
五期工事部分	多目的広場	令和8年4月1日 以降	208,384,000円
合計			5,042,254,800円

### 2 サービス対価の改定方法について

令和4年3月（入札公告時）の国土交通省公表の「建設工事費デフレーター」における「建設総合－土木総合－公共工事－公園」を用い、各工事部分の着工時期の同指数と比較して1.5%を超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行います。

今回は、令和5年4月1日に着工した一期から三期までの工事部分について、改定を行うものです。（以下は物価変動率及び改定額の算定式）

#### 【物価変動率の算定式】

$$\text{物価変動率} = (\text{令和5年4月の建設工事費デフレーター} \div \text{令和4年3月の建設工事費デフレーター}) - 1$$

#### 【改定額の算定式】

物価変動率 > 0.015 の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015)$$

物価変動率 < -0.015 の場合

$$\text{改定後の施設整備費} = \text{提案時の施設整備費} \times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015)$$

### 3 サービス対価の改定額について

建設・工事監理業務のサービス対価における、物価変動率と改定額については以下のとおりです。

#### 【物価変動率】

建設工事費デフレーター		物価変動率	市負担割合 (物価変動率 - 1.5%)
時期	指数		
令和4年3月	112.0	—	—
令和5年4月	114.8	2.5%	1.0%

#### 【改定額】

(税込み額)

名称	改定前	改定後	改定額
一期工事部分	883,020,600円	891,291,500円	8,270,900円
二期工事部分	1,438,126,800円	1,451,024,245円	12,897,445円
三期工事部分	2,372,195,100円	2,393,977,520円	21,782,420円
四期工事部分	140,528,300円	140,528,300円	0円
五期工事部分	208,384,000円	208,384,000円	0円
合計	5,042,254,800円	5,085,205,565円	42,950,765円

※太枠内が今回の改定対象

物価変動による改定を行わない設計業務のサービス対価を含めた本事業の変更後の契約金額は以下のとおりです。

名称	変更前	変更後
設計業務	235,215,200円	235,215,200円
建設・工事監理業務	5,042,254,800円	5,085,205,565円
合計(契約額)	5,277,470,000円	5,320,420,765円